

高知市中学校給食の運営に関する基本方針

平成 27 年 9 月

高 知 市 教 育 委 員 会

目 次

1 中学校給食の運営に関する基本方針の策定にあたって

- (1) 策定の趣旨 1
- (2) 基本方針の位置付け 3

2 高知市における中学校給食を取り巻く状況

- (1) 学校給食の実施状況 4
- (2) 食育の推進に関する取組 5
- (3) 地産地消に関する取組 6
- (4) 高知市中学校給食実施検討委員会における検討結果 7
 - 1) 結論
 - 2) 慎重な検討が必要な事項

3 高知市中学校給食の運営に関する基本方針

- (1) 完全給食の実施 9
- (2) 2か所の学校給食センターの整備 9
- (3) 学校給食の円滑な運営 10
- (4) 食育の推進 10
- (5) 地産地消の推進 10

4 中学校給食の運営に関する課題の解決に向けた「(仮称) 中学校給食の運営に関する実施方針」の策定について

- (1) 中学校給食に関する施設整備に関すること 11
 - 1) 学校給食センターの建設
 - 2) 学校受入施設の改修
 - 3) 付帯機能
- (2) 中学校給食に関する事務, 喫食, 食育推進, 献立及び地産地消等の運営に関すること 11
 - 1) 学校事務, 校時, 給食費徴収
 - 2) 喫食, 学校給食センター・学校間受渡方法, 生徒指導
 - 3) 食に関する指導
 - 4) 献立検討, 地産地消

1 中学校給食の運営に関する基本方針の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

■ 策定の背景

「食育」は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものです。

近年、偏った栄養の取り方、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身（やせ）傾向が見られる等、子どもたちの食生活を取り巻く社会環境は大きく変化しています。さらに、生活習慣病と食生活の関係なども指摘されており、望ましい食習慣の形成は国民的課題となっています。

こうした現状を踏まえ、平成 17 年に制定された食育基本法には、『子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である』と記載されています。また、平成 20 年に改正された学校給食法においては、「学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」と明記され、その目的を「学校給食の普及充実」及び「学校における食育の推進」としています。

学校教育においても、子どもたちの生活や学習の基盤としての食に関する指導の充実が必要とされ、学校給食の教育的意義を改めて見直すことが求められています。

■ 高知市における中学校給食の状況

平成 27 年度、本市の全小学校 41 校では完全給食^{※1}を実施しており、中学校は 19 校のうち 6 校での実施となっています。

朝食の欠食率^{※2}を見ると、平成 26 年度、小学校では全国が 3.9%であるのに対して本市が 5.0%、中学校では全国の 6.5%に対して本市では 10.8%となっており、中学校においては、割合が高くなるだけでなく、その差が広がっています。

また、以前より中学校給食の実施を望む声があり、平成 8 年度には「中学校給食を考える会」において検討を開始した経過がありました。

しかし、同年の他市での集団食中毒事故の発生を受けて、平成 9 年度に文部科学省が制定した学校給食衛生管理の基準への対応に加え、本市全体での財政再建に向けた取組や、南海トラフの巨大地震対策としての学校施設の耐震化などの取組を優先せざるを得ない状況にあったことから、中学校給食実施は検討段階のままとなっていました。

※1：完全給食の定義については本基本方針 P.4 を参照

※2：「平成 26 年度全国学力・学習状況調査」より出典

こうした状況の中、平成 25 年 2 月に実施した「中学校給食に関するアンケート」^{※3}では、給食未実施の 13 中学校では、約 8 割の生徒が家庭弁当を持参していました。また、給食未実施中学校の保護者のうち、中学生の昼食として学校給食が望ましいと回答した割合は 7 割近くを占めていました。

平成 26 年 6 月には、「中学校給食の実施を求める要望書」による 1 万筆を超える署名が提出される等、中学校給食の早期実施を望む多くの声が市民等から寄せられています。

■ 高知市中学校給食実施検討委員会

本市の中学校給食を取り巻く状況を踏まえ、平成 26 年 11 月に、17 名の委員によって構成する「高知市中学校給食実施検討委員会」^{※4}を設置しました。

実施検討委員会では、これまで本市が調査・検討を行った際の基礎データや資料などを活用しながら、給食の実施及びその方式をはじめ、中学校給食の円滑な実施に向けて検討いただきました。その結果、委員全員から「中学校給食の実施は必要」というご意見とともに、早期実施のためには「複数のセンター方式が最善」との「結論」が出されました。

また、「給食実施に向けて慎重な検討を要する項目」として、「学校経営への配慮」「食育を担う人材の確保と体制整備」「実効性の高い地産地消の推進」という、3 点のご意見をいただいています。

■ 基本方針策定の趣旨

中学生は、成長期にあるとともに、生涯にわたって心身ともに健康に生活するための基礎を身に付ける重要な時期にあります。中学校給食は、栄養バランスのとれた安全・安心な食事であるとともに、学校における食育の推進についての教育的効果が期待できるものとして位置付けることができます。

こうした観点から、中学校給食の重要性を改めて認識するとともに、保護者世代を中心に市民等のニーズも大変高いことを受けて、平成 26 年度から本市では早期の対応が必要と判断し、平成 30 年度中の中学校給食開始を目標として、準備に取り組んでいます。

※3：『高知市中学校給食実施検討委員会 検討のとりまとめ（平成 26 年 12 月 8 日発行）』の「中学校給食に関するアンケート」P.20～P.22 を参照

※4：『高知市中学校給食実施検討委員会 検討のとりまとめ（平成 26 年 12 月 8 日発行）』を参照

そして、充実した中学校給食と円滑な運営を実現するために、本市における中学校給食の実施に向けた基本的な方向性を示す「高知市中学校給食の運営に関する基本方針」を策定します。

(2) 基本方針の位置付け

本基本方針は、次に示す学校給食や食に係る法律や基準などに加え、本市の行政計画などとの整合性を図るとともに、中学校給食に関するアンケート調査の結果や、高知市中学校給食実施検討委員会及び庁内に設置した高知市中学校給食実務検討委員会で出された意見も反映させて取りまとめることとします。

また、本市における中学校給食を円滑に実施するうえでの課題解決を図るためには、市長部局や関係団体などとの十分な連携が不可欠であり、本基本方針は今後の取組に向けた基本的な方向性を示す指針とします。

併せて、本基本方針は、実務検討委員会における今後の詳細な検討の基礎となる考え方を整理するものとも位置付けており、その方向性に沿って給食実施に関するさまざまな実務について学校及び各所管課等に関係する視点から協議を行い、高知市ならではのよりよい中学校給食の実現をめざします。

■ 中学校給食に関する法律や国の基準など

- 学校給食法 (昭和 29 年 6 月施行 (法律第 160 号), 平成 20 年 6 月最終改正 (法律第 73 号))
- 食育基本法 (平成 17 年 6 月施行 (法律第 63 号), 平成 21 年 6 月最終改正 (法律第 49 号))
- 食育推進基本計画 (平成 18 年 3 月策定, 平成 25 年 12 月第二次計画一部改訂, 内閣府)
- 学校給食実施基準 (昭和 29 年 9 月施行, 平成 25 年 4 月最終改正, 文部科学省)
- 学校給食衛生管理基準 (平成 21 年 4 月施行, 文部科学省)
- 食に関する指導の手引 (平成 19 年 3 月発行, 平成 22 年 3 月第一次改訂, 文部科学省)

■ 中学校給食に関連する本市の計画など

- 高知市食育推進計画 (平成 26 年 3 月 第 2 次計画を策定)
- 高知市地産地消推進計画 (平成 21 年 3 月策定)
- 高知市教育振興基本計画 (平成 25 年 3 月策定)
- 高知市強靱化計画 (平成 27 年 6 月策定)
- 高知市総合計画 (平成 23 年 3 月 2011 計画を策定)

2 高知市における中学校給食を取り巻く状況

(1) 学校給食の実施状況

平成27年5月1日現在、幼稚園1園、小学校41校、中学校19校中6校、特別支援学校1校で完全給食*を実施しており、そのうち小中学校における実施人数は17,495人となっています。

調理方式は、小学校39校・特別支援学校が自校方式、中学校6校のうち3校は小学校との親子方式、1校は小学校との共同調理となっているほか、共同調理場方式が1施設あります。合併前から稼働している学校給食センターからは、幼稚園1園、小学校2校、中学校2校へ配送しています。

完全給食を実施している中学校6校では、学校行事等によって給食の実施回数にばらつきがあり、小学校よりもその差が大きくなる傾向にあります。

また、完全給食が未実施の中学校13校では、ミルク給食及び弁当販売を実施しています。

完全給食実施校の給食については、幼稚園1園、春野地区の小学校2校を除く小学校39校と中学校6校を対象とする統一献立を作成し、食材の共同購入を実施しています。また、春野地区の小学校2校及び特別支援学校においては、献立作成と食材購入を地区独自で行っています。

表 学校給食の実施状況 (小学校, 中学校のみ抜粋)

(平成27年5月1日現在)

区 分	総 数	完全給食		ミルク給食		計		
		実施数	実施率	実施数	実施率	実施数	実施率	
小学校	学校数	41校	41校	100.0%	0校	0.0%	41校	100.0%
	児童数	16,538人	16,507人	99.8%	0人	0.0%	16,507人	99.8%
中学校	学校数	19校	6校	31.6%	13校	68.4%	19校	100.0%
	生徒数	6,146人	988人	16.1%	1,285人	20.9%	2,273人	37.0%
計	学校数	60校	47校	78.3%	13校	21.7%	60校	100.0%
	児童生徒数	22,684人	17,495人	77.1%	1,285人	5.7%	18,780人	82.8%

※完全給食：給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。

※ミルク給食：給食内容がミルクのみである給食をいう。

表 完全給食の実施回数（平成26年度実績）（完全給食実施校における41小学校と6中学校の平均）

区 分	1学期				2学期				3学期			平均 実施回数	備 考	
	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3			
給食開始	4月 7日				9月 1日				1月 8日					
給食終了	7月 18日				12月 25日				3月 24日					
献立回数	17	18	22	13	19	21	19	18	15	20	17	199	学期に1回 自由献立実施	
回数	小学校	16	19	21	13	20	22	17	17	16	19	15	193	学校行事などによ って、実施しない 場合がある。
	中学校	14	18	20	11	17	20	18	16	16	19	13	180	

表 中学校における完全給食の実施回数（平成26年度実績）（生徒数は平成26年5月1日現在、6校合計1,004人）

区 分	1学期				2学期				3学期			実施回数	実施食数
	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3		
A中	10	17	21	7	16	19	18	12	16	18	11	165	55,039
B中	15	21	20	13	19	21	19	16	16	18	15	193	6,064
C中	14	18	20	9	18	19	17	13	15	18	12	173	63,400
D中	15	14	20	10	15	20	18	17	15	19	8	171	43,193
E中	14	19	21	11	18	20	18	17	15	19	14	186	6,830
F中	16	20	20	13	18	21	18	18	16	19	15	194	6,691
6校の平均	14	18	20	11	17	20	18	16	16	19	13	180	30,203

（2）食育の推進に関する取組

本市では、平成26年3月に『第2次高知市食育推進計画』を策定しました。

計画では、次に示す基本理念とスローガンに基づいて、「健康づくり」と「体験活動」の2つを取組の柱とし、「共食」の視点を土台として市民、関係者、行政の協働により食育の推進に取り組んでいます。

【第2次高知市食育推進計画】

【基本理念】 食とひとがつながり輝く元気なまち

【スローガン】 豊かな食 おいしくいただき みんなあ こじゃんと元気

一方、平成20年3月には小中学校の学習指導要領の改訂が行われ、教育課程編成の一般方針の中で新たに学校における食育の推進を加え、発達の段階を考慮して関連する教科をはじめ、学校教育活動全体として取り組むことが必要であると強調されています。

学校における食育を推進するために、学校長のリーダーシップのもとに関係教職員が連携・協力し、各学校において食に関する指導の全体計画が作成されました。

その食に関する指導の全体計画に基づいて、給食の時間や家庭科、生活科等の各教科、総合的な学習の時間等を通して、食育に取り組んでいます。

学校給食においては、献立内容の充実、給食だより等を活用した情報提供や試食会などの啓発活動に取り組んでいます。

また、本市では、生涯にわたる望ましい食習慣の形成、健康の保持・増進、感謝の心の育成、食文化の継承に役立てることを目的として、「小中学校食育・地場産品活用推進事業」を実施しており、保護者や地域と学校が連携し、学校給食を生きた教材として活用しながら、食に関する指導を効果的に進めています。

(3) 地産地消に関する取組

本市では、平成 21 年 3 月に『高知市地産地消推進計画』を策定しました。

計画では、次のめざすべき姿に基づいて、地球規模の環境問題や社会全体で取り組むべき課題解決の方法として『地産地消』の取組の意義を見出すとともに、「地域での価値の共有」が地産地消の多面的かつ公益的な意義を高めるものと考え、地産地消の日常的な取組を進めています。

【高知市地産地消推進計画】

【めざすべき姿】 高知の自然を活かした旬の食材が毎日ならば我が家の食卓

計画において、めざすべき姿の実現にあたっては、生産・流通・消費・交流・環境などの各分野の「水平的・横断的なつながり」と「連携による共生」に注目した『本市の地域性を盛り込んだ明確なビジョン』に基づいて、課題解決を図ることが必要としています。

また、本市の役割として、高知県内トップの農業生産額となっている「地産」はもとより、県人口の約 45%^{※5}を占める大消費地であることから、学校給食も含めた県内産物の「地消」にも注目が集まっていることに着目しています。

本市の学校給食では、年間献立作成計画において献立の趣旨や旬の食材・地場産品の活用時期を示し、季節や天候に応じた食材の出回り状態に常に注意を払うなどの工夫を凝らしながら地場産物の使用に努めています。

平成 25 年度の都道府県における学校給食での地場産物活用状況^{※6}(活用数の割合)の全国平均は 25.8%ですが、本市の学校給食において高知県産食材を使用した割合(重量の割合)は 63.4%であり、調査を開始した平成 15 年度の 57.6%以降、年度差はあるものの、徐々に上昇する傾向にあります。

また、平成 17 年に合併した鏡・土佐山地区では、地元の直販店を利用するなど、独自の工夫をしています。また、平成 20 年に合併した春野地区では、独自の献立と物資の購入によって地場産物を積極的に活用しています。

※5：「平成 22 年国勢調査」より出典（高知市人口は 34 万 3,393 人、高知県人口は 76 万 4,456 人）

※6：「平成 25 年度学校給食における地場産物及び国産食材の活用状況調査」より出典

(4) 高知市中学校給食実施検討委員会における検討結果

(※「高知市中学校給食実施検討委員会」の詳細については、『高知市中学校給食実施検討委員会 検討のとりまとめ（平成26年12月8日発行）』に掲載しています。)

1) 結論

実施検討委員会では、給食実施の要否や実施するとした場合の実施方式など、中学校給食実施の根幹をなす論点についても協議が行われ、各委員の専門的な視点からの検討の末、結論として次の2点が報告されました。

■ 結論 1：中学校給食は必要である。

【論議の経過】

- 中学生の食生活の実態や全国の中学校給食実施状況などから、中学校給食の実施に向けた検討を行うこととした経過や教育委員会内部で調査・検討した結果を踏まえ、給食の要否について検討を実施。
- その結果、給食の実施について配慮すべき点もあるが、委員全員の賛成により、中学校給食は必要である、との結論を取りまとめ。

■ 結論 2：中学校給食の早期実施には、複数のセンター方式が最善である。

【論議の経過】

- 給食の実施方式としては、自校方式、親子方式、センター方式といった方式があり、それぞれのメリット・デメリットも含めて、検討を実施。
- 安全・安心でおいしい給食の提供の観点では、各方式で一長一短の状況。
- 食育の推進、地産地消といった観点では、小学校給食において実績のある自校方式に優位性があり、衛生管理や災害対応、円滑な導入、敷地上の条件、経費といった観点からは、センター方式に優位性。
- こうしたことから、中学校給食の早期実施には、複数のセンター方式が最善である、との結論を取りまとめ。

2) 慎重な検討が必要な事項

実施検討委員会では、「複数のセンター方式による実施が最善である」と結論付けられました。

実際の施設整備にあたっては、センター方式の採用によってデメリットになると思われる次の3点について、慎重な検討が必要とのご指摘もいただいております。今後、さらなる検討が必要と考えております。

■ 学校経営への配慮

【出された意見のまとめ】

- 給食受配施設としてのハード整備とともに、十分な配膳・喫食時間の確保のための校時調整、センターとの連絡・連携体制構築といったソフト面での仕組みづくりが不可欠。

■ 食育を担う人材の確保と体制整備

【出された意見のまとめ】

- 中学校給食実施に伴う食育を推進するためには、センター配置の栄養教諭等だけでなく、各中学校の教員、校区内小学校配置の栄養教諭等との連携による地域ネットワークの構築が必要。

■ 実効性の高い地産地消の推進

【出された意見のまとめ】

- センター方式の採用によって（一施設での）食材の大量発注が必要となり、地産地消の推進が困難になる可能性があることから、高知市内・県内の各食材の生産規模を見極め、適切な調達・使用量になるよう、適切な数の献立ブロックに分けることが必要。

3 高知市中学校給食の運営に関する基本方針

(1) 完全給食の実施

中学校給食未実施校である 13 校において、栄養バランスの取れた完全給食を実施します。また、実施においては、中学生全員を対象とする全員喫食を前提とします。

提供方法は、小学校給食でも取り組んだ経験があり、保温・保冷に優れた食缶を使用します。

食物アレルギー対応については、生徒・保護者・学校・関係者等が緊密に連携しながら、適切な対応に努めます。

(2) 2か所の学校給食センターの整備

これまでの検討の経過を踏まえると、学校給食センターを整備するメリットとしては、設備などの集中管理による衛生管理の徹底、災害への対処・対応として炊き出しや各避難所への食事提供、センター施設を活用した食育の推進等が考えられます。

また、学校では給食受配施設や手洗い設備の整備・改修期間以外は学校運営への影響が生じないことや、経費面では自校や親子方式よりも低廉であること等のメリットもあります。

一方、デメリットとしては、配送を伴うことにより調理後すぐの喫食は困難であることや、センターでは一度に調理する食数が多くなるため、食中毒の被害範囲や食材の調達への懸念があることなどが考えられます。

また、平成 27 年 6 月に策定した「高知市強靱化計画」においては、さまざまな分野の取組において、大規模自然災害が発生した時でも人命の保護を最大限図ることが求められています。その強靱化の推進方針の一つに、「災害用備蓄倉庫を併設し、災害時でも最低限の炊き出しが可能となる熱源を備えるなど、防災拠点として機能する学校給食センターを整備する。」とされており、センターへの防災機能の付加が位置付けられています。

こうしたことを踏まえ、中学校給食の早期開始、そして食中毒や災害時のリスク分散及び防災機能の付加を図るといった観点から、総合的判断としては、2か所の学校給食センターを整備することとします。

(3) 学校給食の円滑な運営

整備する学校給食センターを2か所とした場合、各センターが受け持つ中学校数は6～7校になると考えられます。また、現在の生徒数から想定すると、調理する平均食数は約2,500～3,000食になることから、センターと受配校となる中学校との緊密な連携が必要となってきます。

配送される給食を確実に受け取り、喫食するために、センターと各学校との連携体制を構築し、学校給食の円滑な運営をめざします。

(4) 食育の推進

中学校給食の全校実施によって、学校給食を「生きた教材」とした全中学校での食育の推進が可能になります。

また、中学校給食を高知県内や国内外における食材の生産や流通等も学習できる教材として位置付け、中学生の発達段階や教育課程に応じた食に関する指導に取り組んでいきます。

学校給食センターへ新たに配置される予定の栄養教諭等のもとより、各中学校においては関係教職員が中心となって、保護者や地域の関係者、校区内の小学校等とも連携・協力して組織的に取り組み、学校内外を含めた食育の推進体制の整備を進めます。

(5) 地産地消の推進

中学校給食の実施にあたっては、大幅に増加する食数に見合った食材の確保が不可欠となります。

必要な食材量を確保するためには、市長部局の関連部署や生産者団体等とも連携した体制整備が必要となります。生産・流通・消費・交流・環境などの各分野のつながりに注目し、本市の地域性を考慮した地産地消の推進を図ります。

4 中学校給食の運営に関する課題の解決に向けた「(仮称) 中学校給食の運営に関する実施方針」の策定について

中学校給食の実施にあたっては、現在実施している学校給食とも共通する課題や、高知市中学校給食実施検討委員会において慎重に検討すべきとされた3点を中心に、次に掲げた項目など多くの課題があると考えています。

今後、実務検討委員会での協議の進捗に合わせて、高知市中学校給食実施検討委員会や関係者等のご意見もいただきながら、「(仮称) 高知市中学校給食の運営に関する実施方針」の策定に向けた取組を進めます。

(1) 中学校給食に関する施設整備に関すること

1) 学校給食センターの建設

- 建築本体や厨房機器の設計・工事
- 設備面での食物アレルギー対応
- 衛生管理
- 学校給食センターの見学機能

2) 学校受入施設の改修

- 手洗い設備の改修
- 搬入経路の改修
- 受渡し施設の改修

3) 付帯機能

- 学校給食センターに付帯する防災機能
- その他、学校給食センターに付帯する機能

(2) 中学校給食に関する事務，喫食，食育推進，献立及び地産地消等の運営に関すること

1) 学校事務，校時，給食費徴収

- 学校給食センターと配送校との連携
- 学校行事等の時季的な対応
生徒の各種活動
- 食数把握等の給食事務
- 学校設備や教室備品の整備
- 校時，給食実施時間帯，搬入出時間帯
- 給食費徴収，出納，会計

2) 喫食, 学校給食センター・学校間受渡方法, 生徒指導

- 喫食方法, 提供方法
- 学校での搬入出方法
- 残食や廃棄物の処理
- 運搬, 配膳等の生徒への給食指導
- 食物アレルギー等の日常的な個別指導
- 異物混入への対応

3) 食に関する指導

- 栄養管理, 衛生管理
- 給食を活用した食に関する指導
- 個別的な相談指導
- 配送校との連携, 調整
- 料理教室, 職業体験等への対応

4) 献立検討, 地産地消

- 中学生に対応した献立検討
- 食物アレルギー対応
- 食材調達
- 市場動向
- 生産者との連携